附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　樽床　伸二
内閣総理大臣　野田　佳彦

都市公園法施行令及び都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十四号

都市公園法施行令及び都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第四項及び第七条並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十八第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市公園法施行令の一部改正）

第一条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「さく」を「柵」に、「限る。以下」を「限る。第三十一条第八号において」に改める。

第十二条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

第十二条第二号の二中「及び変電所」を「、変電所及び熱供給施設」に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　蓄電池で地下に設けられるもの

第十六条第三号中「第十二条第二号の二」を「第十二条第二号の三」に改め、同条第四号の二中「第十二条第二号の二」を「蓄電池で地下に設けられるもの並びに第十二条第二号の三」に、「及び変電所」を「、変電所及び熱供給施設」に改め、同条第六号の二中「施設」の下に「及び同条第一号の三に掲げる発電施設」を加え、同条第十号中「第十二条第二号の二」を「第十二条第一号の三に掲げる発電施設及び同条第二号の三」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第二条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は第二号」を「、第二号又は第二号の二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十二条第二号の二」を「第十二条第二号の三」に改める。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰
内閣総理大臣　野田　佳彦

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十五号

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日は、平成二十四年十二月四日とする。

財務大臣　城島　正光
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰
環境大臣　長浜　博行
内閣総理大臣　野田　佳彦

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十六号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令

内閣は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第三項第五号イ及びロ、第十条第二項、第十七条第二項、第十九条第三項、第二十六条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第五項、第五十三条第一項並びに第六十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（熱供給施設に準ずる施設）

第一条　都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項第五号イの政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設を除く。）とする。

（都市公園に設けられる施設）

第二条　法第七条第三項第五号ロの政令で定める施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の三若しくは第二号の二に掲げるもの又は同条第二号の三に掲げる熱供給施設に該当するものとする。

（都道府県知事の同意を要する建築物）

第三条　法第十条第二項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる区域内において整備される当該各号に定める建築物とする。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域　同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物

二　建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域　次に掲げる建築物

イ　延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十三条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物

ロ　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該許可に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）

（認定集約都市開発事業の施行に要する費用に係る国の補助）

第四条　法第十七条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、認定集約都市開発事業の施行に要する費用のうち特定建築物の共用部分（当該認定集約都市開発事業により整備される特定建築物の部分であって当該特定建築物の全部を所有し、又は賃借する者（当該特定建築物の全員又はその一部の共用に供されるべきものをいう。以下この条において同じ。）に係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が特定建築物の共用部分に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額とする。

（特定建築物の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第五条　法第十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。